

2018年7月11日

各位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社  
代表者名 代表取締役会長 井澤 吉幸  
問合せ先 法務部 猪浦 純子  
(TEL. 03-6703-7940)

## 上場投資信託の約款変更のお知らせ

当社を委託者とする上場投資信託について、下記の通り約款変更を行なうことのお知らせいたします。

### 記

#### 1. ファンド名称（銘柄コード）

|                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| i シェアーズ 米ドル建て投資適格社債 ETF（為替ヘッジあり）   | (1496) |
| i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF（為替ヘッジあり） | (1497) |
| i シェアーズ S&P 500 米国株 ETF            | (1655) |
| i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF          | (1656) |
| i シェアーズ・コア MSCI 先進国株（除く日本）ETF      | (1657) |
| i シェアーズ・コア MSCI 新興国株 ETF           | (1658) |
| i シェアーズ 米国リート ETF                  | (1659) |

#### 2. 変更の内容

計算期間終了日前の取得申込・一部解約の申込不可日について、変更をいたします。

当約款変更の内容の詳細については、別紙の新旧対照表をご参照ください。

・東京証券取引所での取引日の変更ではありません。

#### 3. 変更の理由

現状の約款に則ると、計算期間終了日において受益者名簿に登録されている受益権口数と委託会社が記録している受益権口数との間で不一致が発生し、収益分配金の支払い手続に支障をきたすため。

#### 4. 約款変更と書面決議の手続き等

当約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行ないません。

#### 5. 変更の日程

|          |            |
|----------|------------|
| 約款変更の届出日 | 2018年7月26日 |
| 約款変更日    | 2018年7月27日 |

別紙 約款 新旧対照表

- 1 4 9 6 i シェアーズ 米ドル建て投資適格社債 ETF (為替ヘッジあり)
- 1 4 9 7 i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF (為替ヘッジあり)
- 1 6 5 7 i シェアーズ・コア MSCI 先進国株 (除く日本) ETF
- 1 6 5 8 i シェアーズ・コア MSCI 新興国株 ETF
- 1 6 5 9 i シェアーズ 米国リート ETF

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第16条 委託者は、委託者が本約款付表に規定する時刻までに取得申込をした指定参加者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および指定参加者の取次ぎにより取得申込を行なう者（以下「取得申込者」といいます。）に対し、第9条第1項の規定により分割される受益権について、委託者が定める一定の口数単位をもって取得申込に応じることができるものとします。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）</p> <p>3. ~4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p> | <p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第16条 委託者は、委託者が本約款付表に規定する時刻までに取得申込をした指定参加者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および指定参加者の取次ぎにより取得申込を行なう者（以下「取得申込者」といいます。）に対し、第9条第1項の規定により分割される受益権について、委託者が定める一定の口数単位をもって取得申込に応じることができるものとします。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>2</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間の前営業日までの間）</p> <p>3. ~4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p> |
| <p>[信託の一部解約]</p> <p>第52条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の一部解約の実行の請求に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）</p> <p>3. ~4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>   | <p>[信託の一部解約]</p> <p>第52条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の一部解約の実行の請求に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>2</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間の前営業日までの間）</p> <p>3. ~4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>   |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第16条 委託者は、委託者が本約款付表に規定する時刻までに取得申込をした指定参加者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および指定参加者の取次ぎにより取得申込を行なう者（以下「取得申込者」といいます。））に対し、第9条第1項の規定により分割される受益権について、委託者が定める一定の口数単位をもって取得申込に応じることができるものとします。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）</p> <p>3. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p> | <p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第16条 委託者は、委託者が本約款付表に規定する時限までに取得申込をした指定参加者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および指定参加者の取次ぎにより取得申込を行なう者（以下「取得申込者」といいます。））に対し、第9条第1項の規定により分割される受益権について、委託者が定める一定の口数単位をもって取得申込に応じることができるものとします。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>2</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間の前営業日までの間）</p> <p>3. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p> |
| <p>[信託の一部解約]</p> <p>第52条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の一部解約の実行の請求に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）</p> <p>3. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>  | <p>[信託の一部解約]</p> <p>第52条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の一部解約の実行の請求に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>2</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間の前営業日までの間）</p> <p>3. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>  |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間)</p> <p>3. ~ 4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p> | <p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>2</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間の前営業日までの間)</p> <p>3. ~ 4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p> |
| <p>[信託の一部解約]</p> <p>第52条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の一部解約の実行の請求に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間)</p> <p>3. ~ 4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>   | <p>[信託の一部解約]</p> <p>第52条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の一部解約の実行の請求に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>2</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間の前営業日までの間)</p> <p>3. ~ 4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>   |

以上